

(外交防衛委員会)

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日

本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

（衆議院送付）要旨

この協定は、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、二〇二四年（令和六年）十一月二十五日にローマで署名されたものである。

この協定は、前文、本文七箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、自衛隊とイタリア軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

二、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油

脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。

三、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手續決めに従って実施される。

四、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手續を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有し、その後、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長される。